



幕藩領主と大坂金融市場

高槻, 泰郎

(Citation)

歴史学研究, 898:68-77

(Issue Date)

2012-10-25

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90002885>



幕藩領主と大坂金融市場

高 槻 泰 郎

はじめに

2011年度の近世史部会大会報告では、「藩・地域・金融資本」の三つを柱として、これらを相互に関連づけながら、総体として藩経済の再生産構造の実態とその変容を明らかにすることが課題に掲げられた。これにつき、地域社会を内包する形で藩経済を総体としてとらえ、外部金融資本とのかかわりを、矛盾のみならず、依存しあう側面にも目を向けて描くという狙いはおおむね共有されたものの、依存関係に目を向けるあまりに対抗する側面が見落とされ

ているのではないか、そして本稿と密接にかかわる大坂金融市場については、「大赤字にもかかわらずなぜ藩は大名貸から融資を受け続けられたのか」という点について、時代に固有の規定性にも留意しながら解明する努力が求められる、との提言が得られている(志村 [2011])。

本稿では、昨年度大会報告の問題意識を受け継ぎつつ、市場の論理が近世社会の編成に影響を及ぼしていたとする2012年度大会のテーマに照らし、それがもっとも先鋭な形で進行していた大坂金融市場に目を向け、幕藩領主とのかかわりを考察することを課題に掲げる。

市場の論理と幕藩領主の関係をとらえる上で、本稿は18世紀中後期という時代に着目する。17世紀後半から18世紀初頭にかけて、農業生産力の上昇を背景に年貢収奪が強化され、それが皮肉にも米価下落に帰結し、幕藩領主財政は危機を迎える(中井 [1971])。収奪が極限に達する中で財政が危機を迎えるという、従来とは異質な転機を迎える中で幕藩領主は、年貢に頼らない財政収入の途として「御益」「国益」の追求を本格化させる(藤田 [2007])。18世紀中期以降になると、「諸人之為」「公儀御為」を標榜する株仲間立ての出願や、家質奥印差配所などの会所設立願いが相次いだことが象徴するように、民間からの政策提案も活発化した(塚本 [1995])。

民間が提供したものは知識のみではなかった。民間に公金を貸し付け、その利息収入を政策資金に充てる利殖活動が、本格的に政策手段として活用されはじめる(竹内 [1965b])。また、大坂米/金融市場統制に係る大坂町触には、明和期以降、「米直段」に並んで「金銀融通不直」、「融通手狭」という文言が頻出する(高槻 [2012])。既存の歳入手段のみでは種々の財政支出に対応しきれなくなる中で、利殖の政策への活用、金融市場の掌握が、民間の知識・資金力を活用しながら進められたのが18世紀中後期であったと評価できる。

ではなぜ、この時期に「融通手狭」の問題が浮上したのであろうか。森 [1970] は、大名貸商人による選別が働いたことを指摘している。享保期の米価低落が大名による債務不履行を誘発し、大坂銀主による貸付先の選別と集中が進んだ。事実、大坂の両

替商、鴻池屋善右衛門(以下、鴻善)の貸付先は、享保2(1717)年の44家から享保20(1735)年には20家に減少している。選別の規準となったのは、一定量の米をどれだけ安定的に大坂へ廻送できるかであり、それを満たせない大名は金融市場から疎外されたとする。

こと新たに論じるまでもなく、大名財政は、米納年貢を基軸とする貢租徴収体系と領国経済の非独立性ゆえに、軍役・国役普請・参勤交代、非自給物資購入などのために幕府正貨の獲得を不可欠とする(土井 [1978])。歳入が毎年秋にほぼ固定される一方で、支出は通年で生じる。さらに、自然災害・火災・凶作・国役普請などによる臨時支出にも備える必要もあった。こうして大名財政が、平常時の運転資本、非常時の出費のいずれについても外部からの資金供給に依存せざるを得ないとすれば、「融通手狭」の状態を放置しておくわけにはいかない。18世紀中後期、幕府が大坂金融市場への政策的介入を積極化させたことは当然の対応と言うべきであるが、そこで重視されたのは、幕府自身の資金によって救済貸付を行う拝借金よりも、民間の拠出金を主たる原資とする利付きの御貸付であった。

拝借金は、親藩・譜代・外様の別なく、所領支配の中枢たる居城の罹災時、「稀成災害」による領内損毛、および「難及自力」困窮時に「恩恵」として、原則的に高1万石につき、金千両の割合で無利10分年賦にて貸与されるものであるが、役職就任大名・続柄大名に対しては、居城罹災のみならず、居屋敷罹災時、領内5分以上の損毛時にも拝借が認められた、という点で傾斜がつけられていた(大平 [1974])。天明2(1782)年に高田藩(榊原家、譜代、非役職付)が財政窮乏を理由に拝借金の貸与を受けていることが示すとおり、幕府の裁量の働く場合もあったが(松尾 [1977])、幕府自身の財政悪化により、拝借金は制限、そして停止を余儀なくされる(明和8(1771)年4月拝借金制限令、天明3(1783)年12月拝借金停止令)。一方、民間の拠出金、大坂では鴻善ら有力銀主たちの拠出金を原資とする御貸付については、宝暦11(1761)年の大坂市中御用金(賀川 [2002])を皮切りに、18世紀中後期を通じて着実に展開し、寛政期以降の御貸付政策へと繋がって

いく。

無利息年賦貸付を基本とする拝借金から利殖を前提とする御貸付へと変化したこと、そして幕府自身が利金を御貸付から得ていたことは重大な変化である。幕府自身の財政悪化、金融市場における「融通手狭」を受け、幕府は利殖を通じて民間資本を政策的に活用することを選択したのである。

以上の整理を踏まえて、本稿は二つの疑問を提起する。18世紀中後期にかけて、金銀融通、利殖が幕藩制社会の再生産を左右するものとして政策課題に取り込まれていく中で、金融構造にいかなる変容がもたらされたのか。そして、当時において金融の中心を占めた大坂銀主、とりわけ幕藩領主と深いかかわりを持った鴻善をはじめとする大銀主は、いかに幕藩領主と対峙し、幕藩領主は彼らに何を期待したのか。これらの疑問に対して、具体的な交渉の場における双方の言動を観察することで接近を図り、また諸大名の大坂における資金調達経路に着目し、それぞれの特性を意識しながら、18世紀中期から19世紀初頭までの時期を中心に、大坂銀主と幕藩領主との関係について、以下に考察を加えていく。

I 浜方を通じた資金調達

1 大坂米／金融市場の基本的構造

諸藩が大坂で資金調達を行う方法は、大別すれば2系統に整理される。第一に、大坂に設けた蔵屋敷において払米を行い、米切手を発行することである。蔵米を落札した米仲買に対して蔵屋敷が発行した米切手とは、持参人一覧払いの形式で、1枚当たり10石の米との兌換を約束した証券である。米切手は米仲買の手を経て転々と売買されたため、すべての米切手がただちに蔵米と交換されるわけではなかった。この時間差を利用して諸家蔵屋敷は在庫米量以上の米切手を発行した。米切手は誰の手に渡るか分からず、かつ誰がこれを持参しても蔵米との兌換に応じなければならなかったため、諸家蔵屋敷にとっての債権者は、米仲買を含む市場参加者全体であったことになる。それゆえに蔵米との兌換を滞らせた場合の影響も大きかった（高槻 [2012] 71-80頁）。

第二の手段は、蔵元・掛屋・館入・米仲買などと

相対で契約を結び、資金調達を行う方法である。年貢米を引き当てに借入をすることが一般的であったが、必ずしも米である必要はなく、諸産物の販売代金が引き当てになることもあった。市場全体に向けて金融商品を発売する第一の手段と違い、相対による契約であるため、債権の放棄（凍結）が交渉によっては可能であった。

史料上、米切手取引を行う市場、およびそれにかかわる人々は「浜方」と表記されることから、本稿では第一の手段を「浜方を通じた資金調達」、第二の手段を「銀主を通じた相対での資金調達」と表記する。ただし、これは大名の資金調達を手段によって分類するものであり、債権者を分類するものではない。

2 空米切手停止令の意義

第一の手段について、蔵米との兌換が適切に行われているかぎり、蔵米在庫量以上に米切手が発行されていても問題はないが、なんらかの要因で兌換が滞れば、当該大名が発行した米切手は「空米切手」と呼ばれ、取り付けの対象となる。また、蔵米在庫量は蔵屋敷内部に秘匿される情報であったため、ある特定の蔵屋敷の滞りが市場の不安心理を惹起し、米切手市場全体が沈滞する可能性も十分にあり得た。そこで幕府は、宝暦11(1761)年12月に空米切手停止令を大坂で発令し、市場で取引されているすべての米切手について蔵米請求権を保障した。実際には、蔵米在庫量以上に米切手を発行することは可能であったが、蔵米との兌換を滞らせた場合には、公訴に発展する構造が生まれたのである（高槻 [2012] 202-211頁）。

3 匿名的債権者との対峙

米切手滞りに関する事例をあげる。寛政3(1791)年6月7日、筑後蔵(久留米藩)は、浜方一統に対して米の蔵出しを延期することを宣言し、さらに日延べを繰り返したため、同月21日に、総勢54名の米切手所持人が大坂東町奉行所へ出訴している(以下、高槻 [2012] 257-261頁に基づく)。願書の中で米切手所持人は、「勿論切手米之儀者、何時ニ而も切手持参次第、即刻御渡可被成儀ニ候」(「筑後米

蔵出し滞出訴一件扣」九州大学附属図書館記録資料館九州文化史資料部門所蔵「林田家文書」691)と主張している。空米切手停止令という、幕法の保障を背にした浜方の論理が端的に示されている。

7月9日に一件は落着し、滞り米のうち、一部は9日中に蔵出し、残りについては損米になった分なので、代米を国元から廻送し、それを売却した代銀によって支払うということで、相手方・願人一同が承知したとの内済証文が提出される。しかし、この分は代米の廻送によってではなく、現銀での買い戻しによって処理されることが、双方の間で合意されている。空米切手停止令がある以上、蔵出しという体裁が求められるのであり、それが叶わない場合には、損米、すなわち痛み米であったという理屈が用意された。大坂町奉行所は、空米切手停止令違反としては処理しなかったのである。

米切手が不特定多数の者の手にわたるものであるがゆえに、幕府は米切手所持人の債権を例外なく保護した。浜方を通じた資金調達には、信用力を監視しつつ、いざ滞りとなれば司法の力に訴える浜方の論理に従う形で行われる必要があったのである。

II 銀主を通じた相対での資金調達

1 長期的関係の重要性

第二の手段、すなわち銀主を通じた資金調達の場合、米切手とは対象的に、債権者は大坂町奉行所の保護を受けられなかった(中川[2003]241頁)。では大坂銀主たちはいかにして債権を保全したのか。その一つの答えを森[1970]が提示している。

萩藩の場合、宝暦2(1752)年に大坂金融市場において債務不履行に陥って以降、加島屋久右衛門(以下、加久)、鴻善との関係を強化していたことが指摘されている。明和7(1770)年には、加久を「大坂蔵屋敷留守居格」に任じ、用達商人との借銀交渉に先立つ藩側の相談に加わらせ、用談には藩側の一人として出席させている。加久は、少々の用銀なら一手に引き受け、多額の場合には加入貸を斡旋するなど、萩藩の財政顧問のような働きをしていたことが指摘されている。

森[1970]は、司法との関連は論じていないものの、長期的かつ緊密な関係を構築し、藩の内情を詳

しく把握した上で貸付を行う銀主の戦略が、18世紀中期に確立したとし、これは鴻善が「掛合控」と題する諸藩との交渉記録を整備しはじめる時期(宝暦末~明和初年)と重なっていると指摘している(157-167頁)。

きわめて重要な指摘であり、大枠の理解として正鶴を射たものと考えられるが、交渉の具体的な内容、すなわち双方が互いにどのような条件を突きつけていたのかについては、十分に明らかにされていない。そこで、以下では土佐藩と熊本藩を例に見ていきたい。

2 土佐藩と鴻池屋善右衛門

宝暦13(1763)年冬、土佐藩大坂詰役人の林藤左衛門と谷村酒丞より、御仕置役・御側御用役兼帯の川田又助が登坂の上、5代鴻池屋善右衛門(名は宗益、法名は宗知)との面談を希望している旨の申し入れがあり、翌年1月5日にそれが実現する。別室にて鴻善の手代が聞き、その後の経緯も含めて記録した史料が「土州掛合一件」(大阪大学経済史・経営史資料室所蔵「鴻池善右衛門家文書」1-15(以下「鴻善文書」と略記)であり、以下、この史料に基づいて考察する。

ここで川田は、古借500貫を当年6月までに返済することを条件に、江戸へ2000貫を送金して欲しいと要求している。これに対して、実質的な交渉に当たった鴻善手代の伊助は、古借500貫を5月頃までに返済して頂けるのであれば1000貫の送金に応じるが、来年以降については白紙である、と回答する。川田はこれを了承しつつも、古借を返済するのであるからと、江戸への送金2000貫について利下げを要求する。これに対して伊助は、「兎角御済セ被遊候筋合之ものを御済セ被遊候へハ、自然ニ気請ケ宜相成事」であって、古借を返済するからといってただちに利率が下がるものではない、と答えている。川田は、捨て置いていた古借を返済するとは前代未聞のことであって、銀主も感謝して利下げを提案してくるものではないのか、年利11%のところを5%にして欲しい、と食い下がるが、伊助は、それでは無理矢理にでも銀主を説き伏せればよいのではないのでしょうか、と逆に尋ねている。これに対

して川田が、今後も出銀を求めることになるので「銀主得心之上、美敷申出」るのが望ましい、と返答したところ、伊助は、それは無理な相談で、利息を半分にせよなどという談判が成立するはずもない、と返答している。

自藩の都合のみを述べて交渉を進める川田に対して、伊助が大坂金融市場の論理、すなわち返済すべき債務を返済し、長期的に信頼関係を醸成していくという論理を懇々と説く様子が窺える。幕府によって債権が保障されない相対の大名貸にあって、債権を保全するものは第一に債務者との長期的な信頼関係であり、それを尊重する相手なのかどうかを事前に審査することが、銀主にとってのリスク管理であったと言えよう。

その後、古借500貫目を年内に返済することを条件に、新規に500貫が融資されることになる。なお、これは鴻善単体の貸付ではなく、「加入之者」との共同出資である。また、次年度以降については、300～400貫目を上限として融資に応じる旨を約束している。

土佐藩はこの1000貫目(古借500貫+新規500貫)について、返済が未了のまま、明和2(1765)年2月、「江戸御曲輪外堀御浚被為蒙仰候」を理由として新規に500貫(3ヵ年賦、年利12%)、さらに同年11月に新規350貫(4ヵ年賦、年利不詳)の融資を依頼し、鴻善はこれらに応じている。明和3(1766)年3月には、前年秋の風水害による損毛を理由として、「浚御用」分として借り入れた850貫目を向こう3年間で返済し、下地より借り入れていた分については、払米代によって15年間で返済することにし、今年より3年間は元銀を据え置きにして、利息のみ年8%として支払いたいと提案し、応じた伊助はとくに異論なくこれを受け入れるが、「加入之者」による要請もあり、最終的には3ヵ年元銀据え置きの12ヵ年賦(年利8%)とすることで土佐藩側と合意が成立している。

大名の返済延引要求を銀主が受け入れる典型的な事例と言えるが、土佐藩側が返済の道筋をあらかじめ示し、利払いの継続を約していることに留意すべきである。利払いが継続される以上、貸付銀が不良資産化することはないため、古借が滞っていても

くに異論なく追加融資を受け入れた鴻善の姿勢は怪しむに足りない。鴻善との関係を取り結ぶ中で、融資を受ける際、あるいは返済を延引する際に、銀主を納得させる道筋をあらかじめ示すことを土佐藩側が学んだとも解釈できる。土佐藩は、平時の運転資本(江戸送金)に加え、臨時支出に対しても機動的な融資が受けられるだけの基盤を構築したのであり、鴻善は土佐藩という安定的な利払いが期待できる貸付先を得たのである。

3 19世紀初頭における草間直方と熊本藩

少し時期が下るが、19世紀初頭における熊本藩の事例も確認しておきたい。検討素材は安岡[1962]が全文翻刻の上で紹介を行った草間直方「御備金一件考書」である。「三貨図彙」の筆者としても知られる草間直方は、10歳で鴻善に奉公に上がり、別家として独立した後も本家に出勤して店務に当たり、文化5(1808)年には本家の店務の傍らに自分家業(大名貸)を営むことを許された人物である。「御備金一件考書」は、文化11(1814)年に、融資を依頼する熊本藩に対して草間が送った返書の控えである。

この中で草間は、返済すべき銀を蓄え置き、ある程度の蓄積がなされた段階で長年賦、あるいは利下げを持ちかける大名の手口を紹介している。草間はこれを「終りハ諸侯と町人之事故、致し方無之」とし、不義理を働いた大名には10年間は銀主がつかないとしながらも、年数が経てば、進んで融資に応じる銀主も出てくると述べる。訴訟に持ち込んでも債権が必ずしも保護されない大名貸にあって、大名側の苛法を受けることは十分に覚悟しておかねばならないが、それでもなお大名貸に利殖機会を見出さざるを得ない銀主の姿が描写されている。かかる弱みを認めつつも、草間は、不時の出費に備えるためには、銀主と常日頃から信頼関係を構築することが重要である、と熊本藩に説いている。

とくに草間は2点を強調する。第一に、借入を行う銀主に対して一定の預け銀を行うことであり、「御預り銀之義は甚太切成御義ニ御座候故、得ト人物家柄御糺シ被遊候義、御肝要と乍恐奉存候」として、預け先を慎重に吟味することを提唱している。第二

に、利払いを継続することである。草間によれば、銀主にとってもっとも迷惑なものは「無利足之年賦」であり、たとえ少額でも利息を受け取ることができれば「借シ付銀之主意相立、先祖へ之申分ケも有之事ニ御座候」とする。利息を生むからこそ資本は資本たり得るということを、「借シ付銀之主意」と表現し、「少分成とも利足ハ御付ケ被遣度もの」とする。草間は「嚴重之御仕法相立居候時」は大坂での借銀は可能であると結論しているが、仕法を立てるとは、しかるべき預け銀を用意し、利払いを継続する道筋を立てることに他ならない。

先に検討した土佐藩の例も併せ考えるならば、「終りハ諸侯と町人之事」であって、幕府の保護を受けられない大名貸が危険であることは承知しつつ、大名貸に利殖機会を見出す銀主は、融資先を事前・事後において監視することにより、債権を保全しようと企図していたと考えることができる。18世紀中期以降に銀主が確立した、大名と長期的かつ緊密な関係を構築し、内情を詳しく把握した上で貸付を行うという戦略（森 [1970]）の内実は、大名の不義理を受けても元銀の据え置きに止めて利払いを確保し、かつ預け銀を事前に預かっておくことであったと言えよう。大名は、かかる銀主の要求に寄り添うことができるかぎり、日常的な江戸送金に加え、臨時の支出が生じた際にも資金供給を受けることが可能となった。このことは、現金銀を用意できる大名が、ますます有利に借財を実現できる構造であったことを意味しており、大坂への米廻送量が融資の決め手になったとする森 [1970] の命題は、米以外の産物も視野に入れて拡張される必要があると言えよう。

Ⅲ 幕府による大坂金融市場への介入

1 融通御貸付組合の形成と展開

Ⅱ章において見たとおり、大名が資金供給を安定的に受けようと思えば、銀主と長期的な関係を構築する必要があったが、それは一朝一夕に成立するものではない。自然災害や火災はいずれの大名にも等しく降りかかるものであり、銀主との関係構築ができていない大名がかかる臨時の支出に対応しようと思えば、幕府拝借金に頼らざるを得ない。しかし、

財政悪化に伴い、18世紀後期の幕府は拝借金を制限・停止する方針に舵を切っていた。そこで発案されたのが、大坂の主要な大名貸商人に組合を結成させ、彼らに公銀名目で貸付を行わせることであった。それが、天明3（1783）年に発足した融通御貸付組合である。

鴻善は、天明3年10月9日に、大坂西町奉行所へ召し出されて、大坂西町奉行佐野政親、谷町代官大屋四郎兵衛より直々に御用金上納の指示を受けている（「御貸付掛合之控（六）」「鴻善文書」1-59）。同12月8日に鴻善ら11軒より請書が提出され、融通御貸付組合が発足する。当初は鴻善と加久の両名に対してのみ御用金上納が指示されたところ、両名のみでは手に余るとのことで、辰巳屋久左衛門、加嶋屋作兵衛、近江屋休兵衛、嶋屋市兵衛、長浜屋治右衛門、助松屋忠兵衛、炭屋安兵衛、鴻池屋又右衛門、炭屋善五郎の9軒を加えたものである（「融通一件ニ付内々御声掛り之扣」「鴻善文書」3-3）。

融通御貸付組合の構造は以下のとおりである。まず11軒より、貸付方役所（発足直後は谷町役所内に設置）へ銀8700貫（14万5000両）が上納され、毎年11月15日に年利で2.5%の利払いが、役所から11軒に対して行われる。一方、上納された銀8700貫は、ただちに11軒がこれを拝借する形をとり、これについて毎年12月10日に、年利で5%の利息を11軒は役所に上納する。いったん役所に上納させ、これを貸し下げることにより、11軒の資銀を公銀に変化させ、それを貸付の原資とさせるのである。11軒は公銀に名目替えた自らの資銀を、月8朱（0.8%）にて貸し付けて利鞘を得ることになる。

融通御貸付組合の発足と拝借金の停止が、いずれも天明3年12月に実現していることはけっして偶然ではない。幕府は、融通御貸付組合をして、拝借金に代わる大名財政救済の手段に当てることを企図したと考えられる。ただし、利息を徴収するという意味で、しかもその利息の一部は幕府にも入るという意味で、無利息を基本とする拝借金とは決定的に異なる。一方、借り入れを受ける者にとっては、先例によって採否が左右され、かつ手続き的にも煩瑣な拝借金（大平 [1974]、松尾 [1977]）に代わる金

融手段の登場を意味した。

2 融通御貸付組合の特質

文化14年度(1817年1月～12月)から嘉永3年度(1850年1月～12月)までの期間については、「融通算用帳」(「鴻善文書」写真帳)が残されており、貸付先と融資額が判明する。それによれば、鴻善では、御貸付の総額を一己の分(鴻善単体の御貸付)と組合の分(11軒と共同での御貸付)を合わせて1500貫としており、これは鴻善が貸付方役所に上納した1500貫目(11軒全体では8700貫)と一致する。1500貫のすべてを貸付に当てているわけではなく、遊び銀も計上しているが、鴻善では自己資本を差し加えて御貸付名義にて貸し付けることはしていなかったことが分かる。

また大きな特徴として、一己の分、組合の分ともに、いわゆる役職付大名への融資が目立つことが指摘できる。とりわけ目立つのは、奏者番→寺社奉行→大坂城代→京都所司代→老中という職歴を辿る大名が頻繁に貸付先に登場する点である。役職付大名に傾斜配分された拝借金を代替するものとしての融通御貸付組合の性格を反映したものと言えよう。

当然ながら、鴻善では御貸付と並行して私的な貸付も行っていた。これとの比較のため、「融通算用帳」の残存期間に隣接する文化13(1816)年度、天保7(1836)年度における鴻善の私的貸付対象を、鴻善の決算帳である「算用帳」によって見ると、高崎藩、山形藩、笠間藩、仙台藩などが貸付と重複するものの、私的貸付先の上位に位置する岡山藩、徳島藩、土佐藩、広島藩、加賀藩などについては重ならないことが分かる(「鴻善文書」紙焼き資料No.1078, 補001)。文化13年度の私的貸付残高は4万貫余、文化14年度の御貸付残高は1383貫余と、鴻善の総貸付に占める御貸付の割合は5%にも満たず、圧倒的部分が上記の藩によって占められていることが分かる。なお、私的貸付についても、役職付大名への貸付が少なくないが、絶対額としては小さい。

御貸付の利子率は月8朱(0.8%)を基本としつつ、幅広く設定されていたことが知られており(作道[1971]517頁)、私的貸付の利子率は、主要貸付先について言えば、18世紀中葉から19世紀にかけて

おおむね5～6%で推移していたことが分かっている(森[1970]165頁)。草間直方も上述の熊本藩への書状で「芸州四朱・五朱、備前阿波八月七朱、中国・筑前ハ六朱と六朱半(但月也)、土佐五朱半(但月ニ)」としており、月8朱という御貸付の利率は、鴻善と長期にわたり関係を築いてきた諸大名への私的貸付より高めに設定されていたとはいえ、顕著に高かったとは言えない。11軒の銀主と深い縁を持たなかった大名が、月8朱で借入を受けられたことの意味は大きかったと言えるだろう。

3 融通御貸付組合の債権回収状況

文政4(1821)年5月の段階で、11軒組合は滞り貸を列挙して貸付方役所に提出しており、それによれば「乍聊ツ、も追々利銀御内入等有之、全等閑ニ御打捨置候儀も不相見候」分(A)と「御頓着無御座候」分(B)とが区別されている(「融通一件扣三番」「鴻善文書」2-28)。Aの総額約1900貫は、融通御貸付組合の貸付総額8700貫目の約20%と、けっして小さい額ではないが、Bは約3.5%と小さい。文政4年時点のみの観察で断定は避けるべきだが、真の滞りをBであると考えれば、回収率の高さを融通御貸付組合の特質としてあげてもよいのではないか。

寛政8(1796)年に鴻善が一己の分として銀60貫を月8朱で貸し付けた大村藩は、返済に行き詰まって利下げを要求しているが、鴻善はこれを頑として拒否し、月8朱の利払いを確保している(前掲「融通一件二付内々御声掛り之扣」)。この時、最大限に活用されたのは「御銀」としての性格であり、いざとなれば貸付方役所に届け出るといふ、私的貸付では利用することのできない交渉の切り札が使われていた。「融通算用帳」によれば、少なくとも鴻善は、幕末に至るまで安定した収益を御貸付から上げており、その背後には大村藩の例に見られたような回収努力があったのである。

11軒は滞り貸を書き上げ、例年12月10日に行う益銀上納の延期願いを貸付方役所に提起するなどして、役所側の対応を求めている(前掲「融通一件扣三番」)。貸付方役所では、文政5(1822)年1月、勘定所に11軒の延期願いについて伺う書付を送り、

同年6月、下げ札とともに書付が返却される。下げ札には、益銀上納の延期は認めず、大坂町奉行所に取り立てを厳重に行うべき旨を指示するとあるのみであった。いささか冷淡とも言える勘定所の対応は、江戸における御貸付と対比した上で解釈する必要がある。

寛政期以降、江戸や在地において展開した御貸付は、出資者と借入者とが直対せず、間に代官などの行政機構が介在したため、債権の取り立ては貸付を担当した者の判断に委ねられる構造にあった（竹内[1965a]、飯島[1993]、荒木[2012]）。大坂の融通御貸付組合より裁量的に貸付と返済を管理できるという利点はあったが、回収率の点で問題があった。文化14（1817）年時点における江戸廻り代官による御貸付総額119万4518両余のうち、収納されるべき年当たりの利金は12万5747両であるのに対し、回収された利金は6万9284両と、その5割にすぎず、さらに8万5543両の利金が滞納されていること、天保14（1843）年の段階で御貸付総額370万8000両のうち、半分が棄捐となったことからすれば（飯島[1993]）、融通御貸付組合の滞り（貸付総額14万5000両に対して滞りA=約3万2000両、滞りB=約5000両）は相対的に少額であったと言える。また、御貸付であるがゆえに返済が規律づけられているというよりも、御貸付であるがゆえに回収が滞る側面もあったことが、役職付大名の所領（小田原藩）における御貸付を分析した荒木[2012]によって指摘されている。

大坂における御貸付は、幕府の拝借金を代替する性格を色濃く持ち、出資者自身が債務者と直対し、債権回収の努力をなしたことによって、相対的に高い回収率と安定的な収益を実現していたと考えられる。

小括と展望

冒頭に整理した通り、享保期の米価低落を一つの契機として、①米切手の過剰発行→取り付け騒ぎ、②大坂銀主による選択と集中、という二つの事態が進行し、18世紀中後期以降、諸大名は「融通手狭」に陥った。これに対して幕府がとった対応を、本稿が明らかにした限りで整理すると以下ようになる。

①宝暦11（1761）年の空米切手停止令によって

米切手所持人の債権を保護する（ただし、表向きは現米引き渡しで処理しつつ、実際は過剰発行分の現銀での買い取りを認める弾力的運用）。②私的貸付については、とくに対応しない。③融通御貸付組合に対しては裁量的に対応する（債務履行を督促しつつも強制執行はせず）。

では、米切手は保護し、私的貸付は保護せず、御貸付については裁量的に対応するという、一見すると整合的でない幕府の姿勢をどのように解釈すべきか。筆者はここに幕府のジレンマを見出す。債権をないがしろにしては、銀主はますます選択と集中を進め、多くの大名は「融通手狭」に陥る。また浜方が米切手の買持ちを危ぶみ、米価が下がる。一方、債権保護を厳格化すれば、幕府・大名間の緊張が高まる懸念される。上記①～③の対応は、このジレンマに対する現実的対応であったと言えるのではないか。

180万両もの債権を否定した寛政元（1789）年札差棄捐令は、幕府が債権保護それ自体を重視していなかったことを示唆するものであると同時に、大坂に対しては棄捐策を示していないこと、融通御貸付組合に対して寛政5（1793）年に「弥以是迄之通り年限無之御居被為置」と勘定所から指示が与えられていることから（前掲「融通一件二付内々御声掛り之扣」）、幕藩体制の維持・存続に利すると判断する限りにおいて債権を保護した、幕府の裁量的な姿勢を映し出すものと言えよう。

米切手の主要な発行主体である広島藩、萩藩、土佐藩など西国大名は、米切手の発行、相対での私的貸付の両面で大坂金融市場における信頼を獲得するべく対応した。一方、続柄大名や役職付大名は、従来の拝借金に代わって（加えて）御貸付を受けることができた。したがって、金融市場による選別と集中が進行するという「変容」を受けた幕府の政策的対応は、すべての大名を均等に保護するものではなく、西国大名には市場と自律的に向き合うことを求め、役職付大名は御貸付を通じた資金的救済と返済滞り時の裁量的対応によって保護したという意味で傾斜のついたものであったと理解すべきであろう。

一方、債権者である浜方と銀主についてはどうか。「終りハ諸侯と町人之事故」とされるように、大名

側に不義理をしてのける選択肢は常に存在し、また幕府が積極的に町人の債権を保護することは期待できない（とくに私的貸付）。また、空米切手停止令が発令されて以後も、米切手の滞りは頻発した（高槻 [2012] 257-284 頁）。しかし、米切手について言えば、浜方は空米切手停止令を盾に「切手米之儀者、何時ニ而も切手持参次第、即刻御渡可被成儀」と主張することができたのであり、御貸付について言えば、強制執行までは期待できないにしても、銀主たちは返済督促の論理として「御銀」としての性質を利用することができた。

また、鴻善の場合、私的貸付についても、新規貸付に際しては預け銀の用意を求め、「兎角御済セ被遊候筋合之ものを御済セ被遊候へ」と主張した上で、大名側の姿勢を見極め、いよいよ信用できるとなれば、貸付の拡大や条件の譲歩に応じるという形で債権保護を図った。また、そこでは元銀の回収より利払いの継続が重視された。大名が巨額の累積負債を抱えながら、利払いを継続していたとしても矛盾はしない。「大赤字にもかかわらず」、藩が大名貸から融資を受け続けられた理由の一つは、銀主にとっては貸付元銀の累積以上に、将来にわたる利払いの継続が重要であったからではないだろうか。

市場と自律的に向き合うことを求められた大名は、銀主からの信頼と領内の成り立ちを常に天秤にかける必要があった。広島藩の場合、元文2（1737）年に米切手滞り騒動を起こし、宝暦期には新規借財が難しくなるという状況に直面したが、宝暦改革と呼ばれる藩政改革を断行し、儉約の徹底による諸経費の削減、定免制の導入や新規の「竿入」による貢租増徴、家中上米（借知）の恒常化を図った結果、明和期には、鴻善との関係が安定し、新規銀主の募集にも成功している（土井 [1978]）。熊本藩の場合は、享和2（1802）年に借銀4500貫を実現させるために、熊本藩目付は、定免制の導入と上米3万石確保を大坂銀主（長田佐兵衛、稲川安右衛門）に約束している（今村 [2011]）。

これらはいずれも、銀主との関係維持のために、大名領内が代償を支払うことがあり得たことを示す例である。大名と銀主の関係を単純に蜜月関係としてのみ理解することはできない理由がここにある。

大坂町奉行所（ないしは勘定所）が介入することのない私的貸付においては、むしろ裁量の働く余地なく厳しい債権回収に晒されたとする見方も必要であろう。また、幕府によって市場と自律的に向き合うことを求められた西国大名の中から、雄藩が台頭してくることを意味を、今後問うていかねばならないだろう。

優越する論理が用意されれば債権が容易に凍結・否定され得た近世社会にあって、債権の保全を勝ち取ろうとした大坂浜方・銀主の姿勢に近代の萌芽を見出すことは可能である。ただし、幕府による裁量的債権保護の前に、債権優越の論理は全面的展開を阻止されていたと筆者は評価する。

〔付記〕論文文化に際して、報告時に提示した図表や史料、および明和7年福井藩一件に関する記述を割愛した。本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（C）、研究代表者：高槻泰郎、課題番号：23530408）、同（基盤研究（A）、研究代表者：中林真幸、課題番号：22243022）の成果の一部である。

〔参考文献〕

- 荒木仁朗 [2012] 「公金貸付と私領——江川代官の公金貸付をめぐる」歴史学研究会近世史部会大会支援報告
- 飯島千秋 [1993] 「近世後期の幕府公金貸付政策」横浜開港資料館・横浜近世史研究会編『19世紀の世界と横浜』山川出版社、151-177頁
- 今村直樹 [2011] 「近世後期藩領国の行財政システムと地域社会の『成立』——熊本藩を事例に」『歴史学研究』第885号、76-85頁
- 大平祐一 [1974] 「江戸幕府拝借金の研究——幕藩関係の一考察」『法制史研究』23、73-111頁
- 賀川隆行 [2002] 『江戸幕府御用金の研究』法政大学出版社
- 作道洋太郎 [1971] 『近世封建社会の貨幣金融構造』塙書房
- 志村洋 [2011] 「2011年度歴史学研究会大会報告批判 近世史部会」『歴史学研究』第887号、40-42頁
- 高槻泰郎 [2012] 『近世米市場の形成と展開——幕府司法と堂島米会所の発展』名古屋大学出版会

- 竹内誠 [1965a]「幕府経済の変貌と金融政策の展開」
古島敏雄編『日本経済史大系』4 近世下, 東京大学出版会, 177-224 頁
- 同 [1965b]「田沼期における幕府金融政策の実態」『歴史教育』第13巻第10号, 33-39 頁。
- 塚本明 [1995]「都市構造の転換」朝尾直弘・網野善彦・石井進・鹿野政直・早川庄八・安丸良夫編『岩波講座 日本通史』第14巻 近世4, 岩波書店, 67-106 頁。
- 土井作治 [1978]「広島藩の宝暦改革と大坂市場」後藤陽一編『瀬戸内海地域の史的展開』福武書店, 201-230 頁
- 中井信彦 [1971]『転換期幕藩制の研究』塙書房
- 中川すがね [2003]『大坂両替商の金融と社会』清文堂出版
- 松尾美恵子 [1977]「幕府拝借金と越後高田藩政——天明期の幕藩関係」『徳川林政史研究所研究紀要』51年度, 283-317 頁
- 森泰博 [1970]『大名金融史論』大原新生社
- 藤田覚 [2007]『田沼意次——御不審を蒙ること, 身に覚えなし』ミネルヴァ書房
- 安岡重明 [1962]「寛政・文化期における藩債処理にかんする草間直方の意見」『同志社商学』第14巻第2号, 52-71 頁